

第 5280 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 8月 3日 月曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 事業引継ぎガイドライン

Q：中小企業庁から、事業引継ぎガイドラインが出されたそうですが、どのようなものなのですか？

A：次のようなものです。

【解説】

事業承継ガイドラインは、後継者のいない中小企業・小規模事業者が、安心してM&A等を活用することができるよう策定されたもので、次のような内容になっています。この他、事業引継ぎハンドブックも策定されて公開されています。

第1章 事業承継の計画的取組の必要性

事業承継の早期検討の重要性、事業承継の類型毎の事前準備の重要性等が記載されています。

第2章 会社に引き継ぐ場合(M&A)

後継者不在の事業者が会社に引継ぐ場合の仲介者・アドバイザーのM&Aに係る手続きフローと事業引継ぎ支援センターにおける事業引継ぎの手続きフローが記載されています。

第3章 個人に引き継ぐ場合(センターの「後継者人材バンク」)

個人に引継ぐ場合の事業引継ぎ支援センターにおける「後継者人材バンク」事業の手続きフローが記載されています。

第4章 トラブル対応

事業引継ぎの実施過程や引継ぎ終了後にトラブル等が発生した場合の対応が記載されています。

